

パラレジン ジャパン コンソーシアム規約

第1章 総則

(設置及び名称)

第1条 本コンソーシアムは、パラレジン ジャパン コンソーシアム（以下、「本会」という。）と称する。本会は、セイコーエプソン株式会社、日本電気株式会社及び株式会社ユグレナを幹事（以下、個別に又は併せて「幹事会社」という。）、東京大学岩田教授を特別顧問として運営される。

(目的・理念)

第2条 本会は、微細藻類ユグレナから得られる多糖類パラミロンを原料としたバイオマスプラスチック（以下、「パラレジン」という。）の供給、並びにそれに関連したビジネスに関わる市場（以下、「パラレジンマーケット」という。）の早期創出と、日本発の優れたプロダクト及びサービスがパラレジンマーケットにおいて高い市場シェアを獲得するために、産学官の有機的な連携を促進することを目的とする。

2 次の各号に示す内容を本会の基本理念とする。

- (1) サステナブルな人類未来社会の実現に向けて、SDGs (Sustainable Development Goals) の達成に貢献する。
- (2) 研究開発や官需に止まらず、民間主導のサステナブルなマーケット創出及び事業化を推進する。
- (3) 日本発の優位性の高いコア技術を活用しつつ、グローバルな産学官連携を推進する。

(活動内容・期間)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、本会の基本理念に則り、次の各号の活動（以下、「本活動」という。）を行う。

- (1) パラレジンマーケット創出に向けたシナリオ検討
- (2) 前号のシナリオに沿う研究開発及び事業化等にかかるアクション検討
- (3) 情報発信等による世論及び市場形成
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

2 本規約に基づく本活動の期間は、2020年12月17日から2023年3月31日とする。

第2章 会員

(構成員)

第4条 本会の会員（以下、「本会会員」という。）は本会の目的及び基本理念に賛同し、次条の規定に従って入会した団体若しくは個人とする。また、幹事会社、顧問も本会会員とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、本会所定の応募フォームより申し込み、次条第2項の規定に従って承認を受けなければならない。

(役員)

第6条 本会の意思決定及び執行機関として役員（以下「役員」という。）を置く。役員は、各幹事会社から1名ずつ選任するものとし、その選任は各幹事会社に委ねるものとする。また、役員の中から、次項の規定に従って代表を1名選任し、本会の事務を統括させるものとする。

2 本規約に別段の定めがない限り、本会に関する事項（本会の運営、本活動等に関する事項を含むがこれに限られない。）にかかる決定、承認等の意思決定は、役員全員の賛成をもって行うものとする。

(顧問)

第7条 本会に、特別顧問及び顧問を置くことができる。人数はそれぞれ以下のとおりとする。

一 特別顧問 1名

特別顧問は、本会の顧問を統括する。

二 顧問 複数名

顧問は、特別顧問を補佐する。

2 顧問は、役員全員の協議・合意により決定し、その内1名を特別顧問とする。

3 特別顧問及び顧問は、本活動に対して助言を行う。

(運営事務局)

第8条 本会は、幹事会社の役職員により構成される運営事務局（以下、「運営事務局」という。）を置き、運営事務局は役員を補佐し、本会の事務を担うものとする。なお、運営事務局は、代表の所属する幹事会社にその拠点を置くものとする。

(会費)

第9条 本活動の期間中の会費は無償とする。

2 本活動に関連して本会会員が個別に行う活動にかかる費用については、当該本会会員の負担とする。

3 本会全体会合の開催費用など本会の運営に必要不可欠であると、実施に先んじて第6条第2項の規定に従って承認を受けた費用については、当該費用を各幹事企業が等分で負担する。

(退会)

第10条 本会会員は、本会所定の退会届を運営委員会に届け出ることにより、いつでも退会す

ることができる。退会は退会届の届出時点で効力が発生する。

(除名)

第 11 条 本会会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、本会は、第 6 条第 2 項の規定（但し、該当会員が幹事会社である場合、同規定に定める意思決定は、当該幹事会社から選任された役員を除いた役員全員の賛成をもって行う。）に従って、当該本会会員を除名することができる。

- (1) 本規約に反したとき（第 18 条各号に定める表明又は確約に違反した場合を含む）
- (2) 本会の運営を妨げたとき
- (3) 本会の他の本会会員に損害を与えたとき
- (4) 事前の通告なく本活動に 6 ヶ月以上参加しなかったとき
- (5) 公序良俗に反する行為を行ったとき
- (6) その他、除名相当な理由があったとき

(会員資格の喪失)

第 12 条 次のいずれかに該当する場合、本会会員はその会員資格を喪失する。

- (1) 退会届を届け出たとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会会員が企業・団体の場合は企業活動・団体活動が終了したとき、又は法的倒産手続きが開始したとき（会社法上の解散事由の発生、破産、民事再生手続き、会社更生手続きの申立て等を含む。）
- (4) 本会会員が個人の場合は死亡したとき

(会員の義務)

第 13 条 本会会員は本規約を遵守しなければならない。また、本会会員は、本活動が終了した場合又は会員資格を喪失した場合であっても、第 16 条に定める事項については、当該本活動の終了又は会員資格の喪失から 3 年間は引き続き遵守するものとする。

2 本会会員は本会会合に参加する際には、積極的に発言する、既存の知見を共有する、など、何らかの形で本活動へ貢献する。

3 本会会員は、本会への入会により、パラレジンマーケットに係るビジネスを実行する何らの義務を負担するものではない。

第 3 章 活動

(本会会合)

第 14 条 本活動を推進するために、本会全体会合を定期的を開催する。

2 運営事務局は、本会全体会合の開催準備を行うとともに、遅くとも 1 週間前までに開

催案内を本会会員に伝達する。

(ワーキンググループ)

第15条 本活動の具体的な実施は、本活動における個別のテーマについて技術、ノウハウ等を有する本会会員で構成されるワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）にて行うものとする。本会会員は、第6条第2項の規定に従って承認を得て、ワーキンググループの新設又は既存のワーキンググループの目的や名称等の変更を、することができる。なお、ワーキンググループを新設する場合は、役員に対して、当該ワーキンググループのリーダーを提案することとし、役員は、第6条第2項の規定に従って当該ワーキンググループのリーダーを決定し、指名するものとする。

2 ワーキンググループは任意のタイミングで会合を行い、第6条第2項の規定に従って役員から求められた場合は、当該ワーキンググループにおける活動の進捗を本会全体会合にて報告する。

第4章 非公開情報、情報公開、反社会的勢力排除及び免責

(非公開情報)

第16条 本規約において「会員限定情報」とは、他の本会会員又は運営事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された情報であって、当該情報を開示した者（以下、「開示者」という。）が「会員限定情報」の表示を付すことにより、本会会員のみに開示する非公開情報である旨を明示した情報をいう。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員限定情報に該当しないものとする。

(1) 既に公知のもの又は会員限定情報を受領した者（以下、「受領者」という。）の責によらず公知となった情報

(2) 受領者が既に保有している情報

(3) 受領者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(4) 受領者が会員限定情報によらずに独自に開発又は知りえた情報

(5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

3 本会会員は、会員限定情報を本活動の目的のみに利用するとともに、開示者の書面による承諾なしに第三者に会員限定情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。また、本活動に合理的に必要な範囲内でのみ会員限定情報を複製することができるものとする。この場合、当該複製物についても「会員限定情報」の表示を付すものとする。

4 会員限定情報その他本会に関連して、本会会員間において開示された一切の情報に係る著作権、特許権等の知的財産権その他一切の権利は、当該情報の開示者又は当該情報の権利保有者に留保される。本会への入会、本活動又は本会会員間における情報の開示によって、会員限定情報その他何らの情報に関しても、当該情報の開示者から他の本会会員に対して何らの権利

も移転せず、また、本規約に明示的に規定される限定的な権利以外には、他の本会会員に対して会員限定情報を使用又は利用する何らの権利も許諾されない。なお、本会会員は、本会会員が本活動外で取得した知的財産権については、実施許諾その他何らの義務を負うものではない。

5. 本会会員は、本活動の実施により、新たな発明等が生じた場合には、速やかに発明に係した本会会員及び運営事務局に通知する。なお、当該発明等をなした者が、単独の場合はその者が単独で保有、共同の場合は当該発明等をなした者の共有とする。

6. 本会会員は、本活動が終了した場合、会員資格を喪失した場合又は開示者から要求があった場合には、会員限定情報を開示者の指示に従い返還又は廃棄するものとする。

(情報公開)

第17条 本会会員は、第16条に定める会員限定情報を除き、本活動を通じて共有された情報は公開できるものとする。

(広告宣伝、プレス発表等の取り扱い)

第18条 本会会員（以下、本条において「発表会員」という。）は、本会の名称を用いて、広告宣伝又はプレス発表を行うことができる。但し、その場合には、次の各号に従う。

- (1) 発表会員が発表に関して用いる資料には、本会の正式名称を明記する。
- (2) 他の本会会員が保有する商標、サービスマーク、ロゴ、意匠等の利用を希望する場合には、事前に当該本会会員の同意を得た上、これを利用することができる。
- (3) 発表会員は、広告宣伝又はプレス発表に先立ち、発表内容(発表先、発表用原稿)について運営事務局及び発表内容に直接関連する本会会員に通知のうえ、その内発表容について協議する。また、発表会員は、発表内容、発表可否及び発表の時期については、第6条第2項の規定に従って承認を得たうえで、発表内容について発表することができるものとする。
- (4) 前号にかかわらず、広告宣伝及びプレス発表の原稿内容については、それらを作成する発表会員の責任とする。

2 本会の名称、ロゴ及びマーク等の策定、使用に関する規則は別途定めるものとし、発表会員は当該規則に従うものとする。

(反社会的勢力排除)

第19条 本会会員は反社会的勢力（暴力団等（その団員、準構成員及び関係企業を含む）、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者を意味する。以下、同じ。）との取引排除に関し、次の各号に定める条項を遵守する。

- (1) 本会会員は、現在及び過去5年間に反社会的勢力の何れにも該当しないことをそれぞれ表明し、将来にわたっても確約する。
- (2) 本会会員は、現在、①反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）によってその経営を支配若しくは関与されていないこと、②自らが反社

会的勢力等を利用若しくは資金又は便宜等を提供していないこと、③その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係等のないことをそれぞれ表明し、将来にわたっても確約する。

(3) 本会会員は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求、②法的な責任を超えた不当な要求、③取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、④風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、若しくは相手方の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為の何れも行わないことを確約する。

(4) 本会会員は、各自が当事者となっている下請契約又は再委託先契約等、本会に密接に関連する契約（以下「関連契約」という）において、その当事者又は代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力等に該当することが判明した場合には、速やかにその事実を運営事務局に報告し、運営事務局の指示に従い当該関連契約につき解除その他の必要な措置を講ずることを確約する。

(免責)

第20条 本活動や提供された情報を基に各本会会員が個別に行い、又は複数の本会会員が共同して行う活動については、必要に応じて別途当事者となる本会会員間で契約等を締結して進めるものとし、本会及びその他の本会会員は、何らの責任を負わないものとする。なお、役員及び各本会会員は、その他の本会会員よりいかなる意味においても代表権・代理権を付与されたものではなく、その他の本会会員を代表・代理する旨の一切の表示及び行為をしてはならない。

2. 幹事会社、役員及び運営事務局は、本活動において本会会員に提供する情報（会員限定情報も含む。）について、何等の保証もしないものとする。

3. 幹事会社、役員及び運営事務局は、法律上の請求原因の如何にかかわらず、本活動において発生した直接、間接、特別損害その他一切の損害に関し、その損害の発生について予見すべきであったか否かを問わず、責任を負わないものとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第21条 本会会員は本規約の変更を提案できる。

2 本規約の変更提案に対し本会全体会合において、出席した本会会員の2/3以上の会員及び役員全員の同意が得られた場合、本規約を変更できる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約又は本活動に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以上)

附則

制定 2020 年 12 月 17 日